

「相談して良かった…」と思ってもらえる 信頼と安心の事例・あれこれ

コロナ禍で多くの相談が寄せられましたが、その解決事例を紹介します。コロナ禍だからとあきらめずに、気軽に相談してください。解決の方法は色々ありますので、一緒に考えましょう。

◆会社に「自己都合退職」にすると言われた

【相談内容】中村さん（仮名）は、これまで働いてきた店舗がコロナの影響で閉店するため、会社から別の店舗に移るように言われました。しかし、そちらは早朝のシフトがあり家庭の事情で難しいと断ると、退職届を出すように言われ雇用保険も自己都合退職扱いにすると言われました。

【アドバイス】退職票に「退職者本人の判断」の欄があるので、「会社の主張に異議あり」に丸印を入れてハローワークで説明するようにアドバイスしました。

【結果】ハローワークが中村さんと会社に事情聴取した結果「特定理由退職者」になりました。

【ポイント】雇用保険の退職事由の判断は、会社が決めるものではなく、最終的にハローワークが行うので、ハローワークに詳しく事情を説明することが大切です。

◆コロナ後遺症が労災認定された

【相談内容】佐々木さん（仮名）は、高齢者福祉施設の職員ですが、職場で新型コロナウイルスのクラスターが発生し本人も感染して入院、自宅療養を余儀なくされました。一旦は職場復帰するも、倦怠感などの後遺症が悪化し再び長期の自宅療養を強いられています。

【アドバイス】労災問題を専門とするNPO法人ひょうご労働安全衛生センターを紹介しました。専門的なアドバイスを受け、監督署に書面を提出して感染に至った経過や病状、生活の実態を詳しく説明しました。

【結果】後遺障害を含めて労災として認められました。

【ポイント】労災申請は、被災（この場合は感染）した経過及び、療養（休業）せざるを得ない健康状態を客観的かつ具体的に説明することが大切です。

わたしたちは、労働相談を専門に活動するNPO法人です。

まずはお電話ください

職場のトラブルに
悩んでいませんか

☎ 078-945-7703



知っておきたい！

新型コロナウイルス感染症の労災認定について

新型コロナウイルス感染症における労災認定の取り扱いについては、新聞記事や厚生労働省のホームページなどでご存じかもしれませんが、今回、改めて確認してみたいと思います。

ご承知の通り、労災認定はその病気やケガが「業務中に起こったものか(業務遂行性)」と「業務に起因したものか(業務起因性)」の考え方にに基づきます。コロナ感染においても同様の考え方にに基づきますが、本感染症の特性を鑑みた取り扱いがされています。

厚生労働省の資料を基に、国内における労働者が感染した場合について、次の通り簡単にまとめました。

医療従事者等	医師、看護師、介護業務の従事者等は、業務外で感染したことが明らかな場合を除いて、原則、労災保険給付の対象となる。
医療従事者等以外の労働者	<p>I. 感染経路が特定されたもの 感染源が業務に内在していたことが明らかな場合、労災保険給付の対象となる。 例) 建設作業員: 作業車に同乗していた同僚の感染が判明。他の感染者とは接触しておらず、その同僚から感染したと認められた。</p> <p>II. 感染経路が特定されないもの 感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事していた場合、労災保険給付の対象となる。(※)</p> <p>① 複数の感染者が確認された労働環境下での業務 例) 品質管理業務: 発症前 14 日間に職場の事務室で業務をしており、他に発症した労働者もその事務室を使用していた。私生活では感染リスクが非常に低い状況と認められた。</p> <p>② 顧客等と近接や接触の機会が多い労働環境下での業務 例) タクシー運転手: 発症前 14 日間に日々10 人以上の乗客(県外者含)を輸送・接客し、私生活では感染リスクが非常に低い状況と認められた。</p>

(※)業務に起因するものか否かを、個々の事案に即して判断されます。

補足: コロナ感染による後遺症もその程度により労災保険給付の対象に含まれます。

労災認定は、労働基準監督署に労災保険給付の請求書を提出して初めて判断されるものです。労災保険給付の請求は、原則、本人が行うものですが、会社で対応してくれるケースもあります。逆に、会社の証明事項について「会社が証明してくれない。」という声も少なくありません。会社が対応してくれない場合は、労働基準監督署に相談しましょう。「監督署はちょっと…」という場合は、当相談室へご相談ください。

なお、コロナ感染がプライベートなものである場合、健康保険等から傷病手当金が受給できる可能性があることを最後に書き添えておきます。

(特定社会保険労務士 有田 成子)

知って得する「ワークルール」

「ワークルール」とは、雇用・労働に関する法令、決まり事です。身近で大切なことなのに、意外と知らないことが多いのではないのでしょうか？

自分の為にそして仲間の為にちょっと一緒に考えて見ませんか？

Q1 非正規社員が5年働くと正規社員になれるのですか？

労働契約法第18条のいわゆる「無期転換ルール」で、有期雇用労働者が同じ雇用主のもとで通算5年を超えて働いた場合に、本人が希望すれば無期雇用に転換するというもので、非正規労働者の雇用安定が図られます。

しかし、残念ながら正規社員になるという事ではありません。また、雇い主が変わった場合や途中で一定の空白期間ができた場合には通算できない、そして労働条件は従前どおりでも構わないことになっていること等の問題があります。

Q2 固定残業代があるので残業代はないと言われる？

残業代として毎月一定額の手当を支給したり、基本給に一定額を含ませること自体は法律で禁じられていません。しかし、その場合はあらかじめ就業規則や雇用契約書にその旨を明記すること、かつ支給された賃金の内いくらが残業代なのかを分かるようにしておくことが必要条件です。

もちろん、実際に労働実績から算出される法定割増賃金が固定残業代を上回っている場合には雇用主は超過分を支払う必要があります。

Q3 「自動車事故の損害金を弁済してもらおう、賃金から差し引く」と言われた

仕事でのミスで会社に損害を与えても、当然には損害賠償責任は発生しません。会社が請求する可能性はありますが、その場合も①損害額、②過失の程度、③社内の同様事例の取り扱いなどの事情によって決まります。もちろん全額支払う必要はありません。また、あらかじめ違約金を定めたり、損害賠償額を予定する労働契約は禁止されており、賃金との相殺も許されません。

◀ 最近の相談から ▶ … 介護福祉職場の相談が急増



コロナの影響で労働荷重か？

相談室には 2021 年度に入ってもコロナ関連の相談が多く寄せられていますが、その内容に大きな変化があります。

業種では、2020 年度は飲食・小売り関係が最も多く全体の3割近くを占めましたが、2021 年度は1割以下と大幅に減少。一方、昨年は1割であった介護福祉施設の割合が5割に迫るほど増加しています。

また、相談の内容では 2020 年度は休業問題・休業手当が最も多く全体の2割弱を占めましたが、今年は

ほぼゼロの状況。一方、2020年度は1割に満たなかった「いじめ・パワハラ」が3割を超える状況となっています。「いじめ・パワハラ」は、人員不足・労働過重、退職強要・契約違反などと合わせた相談が多いのも特徴です。

ある障害者支援施設の支援員は、コロナの影響で利用者との共同作業ができないため労働過重になり手を傷め、かばいながら仕事をしてきたが、上司から「傷病手当の手続きをするから、一旦退職してほしい」と告げられた。「治ったら復職できるのか」と聞くと「それは約束できない」と言われたという。

福祉施設では、コロナのクラスターが相当数発生しました。病院に比べて施設・設備、人的体制両面で脆弱なため、利用者の安全確保をするうえでコロナ禍以前とは比較にならない荷重がスタッフにかかっていることが伺えます。

労働相談室はあなたの味方です

相談員から一言

私は、病院職場で定年まで働きました。安心して働き続けられたのは職場には労働組合があり、一緒に相談し合える仲間がいてくれたからだと思っています。そうした経験から、NPOひょうご働く人の相談室のお手伝いをはじめようになり、3年が過ぎました。

労働相談を受けながら感じることは、非正規社員とりわけ派遣労働者が様々な困難に直面していることです。賃金差別をはじめ、劣悪な労働条件、パワハラ・セクハラ横行など、働く人々の人間性まで奪う現実に驚くばかりです。

経営者が労働条件の最低基準である労働基準法すら守らず、利潤追求だけをも求める結果、職場が無法地帯と化し、更にコロナ禍が追い打ちをかけていることを実感します。

働くこと、生活することで辛いと思ったり、おかしいなと思ったりしたら、遠慮なく働く人の相談室に相談ください。一緒に解決方法を考えましょう。(大坪 正雄)

相談室の活動にご支援を！

NPO法人の活動は趣旨に賛同する会員・賛助会員の皆様とボランティア相談によって支えられています。今後ともコロナショックの影響は長期化することは必至で、活動を更に充実させていく必要があります。賛助会員への加入、ボランティア等皆様のご協力をよろしくお願いします。



<https://www.hataraku7703.org/>



- 郵便局へのお振込
記号・番号：00940-9-333625
- ゆうちょ銀行へのお振込
店名(店番)：〇九九店【ゼロ キュウ キュウ 店】
預金種目：当座 口座番号：0333625
- 近畿労働金庫へのお振込
店番：642(神戸支店)
預金種目：普通 口座番号：8888247
- 口座名義：NPO 法人ひょうご働く人の相談室

わたしたちは、労働相談を専門に活動するNPO法人です。

職場のトラブルに
悩んでいませんか

まずはお電話ください

☎ 078-945-7703